

木建指第3-3号

千葉県都市計画審議会 様

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物
処理施設）の敷地の位置（木更津市）について（付議）

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、別紙のとおり
貴審議会に付議します。

令和3年7月15日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 ジャパンクリーンテック 株式会社 代表取締役 杉田 昭義	木更津市潮浜 1 丁目 1 番 5	4128.65 m ²	工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、木更津駅から西に約2.5キロメートルの位置にあり、工業地域に指定されている。主要な搬出入路は、建築基準法第42条第1項5号の幅員24mの位置指定道路である公道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

破碎施設	2 基
新設 廃プラスチック類	19.9 t/日
既存 がれき類	800 t/日

3 建築物 既存 2 棟

凡例

— — —

鉄道

搬出入経路



